2020年12月22日

被保険者の皆さまへ

豊田通商健康保険組合

被扶養者の資格確認調査（検認）実施のお知らせ

平素は当健康保険組合の事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、表題の件、健康保険施行規則第50条に基づき、被扶養者認定状況の確認調査を実施いたします。

本調査は、すでに被扶養者として認定された方がその後も引き続き資格要件を満たしているかを確認するものです。

当該調査によって、公平・公正な扶養家族の認定により保険料使用の健全化を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今年度は、**被保険者様の書類提出のご負担軽減を目的として、マイナンバー制度の情報連携を活用することにより所得証明書および住民票については、提出不要といたしました。**ただし、マイナンバー制度の情報連携による入手が不可だった場合はご提出いただきます。詳細は本紙下記『2.調査対象外』を参照ください。

また、調査書の配布については、マイナンバー制度の情報連携の活用で調査対象者数を限定できたため、**直接被保険者の自宅へ郵送**させていただきます。

なお、今年度も引き続き『株式会社法研』へ調査を委託します。

『株式会社法研』よりお問い合わせや書類の提出督促依頼の連絡をさせて頂く場合がありますので、その際はご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 調査対象者

2020年1月1日までに被扶養者認定の資格を取得した高校卒業以上の被扶養者

※ただし、2020年1月1日以降に転籍・再雇用・退職後任意継続で再取得した方を含みます。

1. 調査対象外

|  |  |
| --- | --- |
| **今年度**  **※変更箇所を□で囲んでいます** | **昨年度** |
| 1）**海外赴任帯同中の被扶養者である方**  2）**2021年2月1日までに75歳になられる被扶養者**  3）**資格喪失予定が2021年2月1日までの任意継続の被扶養者**（退職後に転籍・再雇用・任意継続で当組合に継続加入する場合は、調査対象となります。）  4）**被扶養配偶者および子（養子を含む）について**  給与収入（2019年1月～12月）が130万円未満の方  5）**その他の被扶養者について**  給与収入（2019年1月～12月）が130万円未満かつ  被保険者と同居（※）している方  ※2020年10月1日時点の登録住所  ■注意■  ただし、上記4)、5)において、マイナンバー制度の情報連携で確認ができなかった場合は調査対象といたします。 | 1）海外赴任帯同中の被扶養者である方  2）令和元年10月1日までに75歳になられる被扶養者  3）資格喪失予定が令和元年10月1日までの任意継続の被扶養者 |

1. 調査内容

* 被扶養者の年間収入が認定基準額未満であること
* 被保険者と被扶養者の生計維持の状況

1. 調査書の配布先について

|  |  |
| --- | --- |
| **今年度**  **※変更箇所を□で囲んでいます** | **昨年度** |
| 被保険者の自宅（※）へ直送  ※2020年10月1日時点の登録住所 | 事業所経由で被保険者に配布 |

1. 提出書類

「被扶養者資格調査（検認）書」

※所得証明書、住民票をご提出いただく場合もあります。

1. 調査スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **月日** | **内容** | **説明** |
| 2020/12/18 | 調査書発送  （法研⇒被保険者） | 【発送物】  ①「健康保険 被扶養者資格調査（検認）」実施について  ②被扶養者資格調査（検認）書（調査対象者一人につき１枚）  ③返信用封筒 |
| 2021/1/29 | 調査書提出締切  （被保険者⇒法研） |  |
| 2020/2上旬  より随時 | 督促状発送  （法研⇒調査書未提出者） | * 「被扶養者資格調査（検認）書」および必要添付書類が提出期限を過ぎてもご提出いただいていない被保険者様宛に「提出督促状」をお送りします。 |
| 2021/2/19 | 必要添付書類提出締切  （被保険者⇒法研） |  |
| 2020/3/1頃 | 削除通知書発送  （法研⇒被保険者） | * 審査により否認となった場合や、必要書類を提出されない場合は、削除通知書に被扶養者（異動）届を添付して被保険者様宛に発送します。 |

1. 注意事項

* 調査書未提出者、必要書類の未提出者は**２０２１年３月１５日付にて資格喪失**となります。
* 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方も被扶養者削除の手続きが必要となります。

⇒被扶養者の資格喪失手続きはこちらをご覧ください（<https://toyotsu.or.jp/kenpo/about_exclude>）

（ご参考）被扶養者の加入条件はこちらを参照ください（<https://toyotsu.or.jp/kenpo/about_family>）

* 被扶養者削除は資格要件を満たさなくなった月日まで遡る場合もあります。その場合は、資格喪失日以降の医療費を返還いただきます~~.~~

1. 提出先

**株式会社法研（昨年度と同じ）**

〒１０２－００７４

東京都千代田区九段南１丁目１番５号　日本臓器製薬 九段ビル５階

（同封の返信用封筒に入れて郵送ください）

1. 問い合わせ先

■調査についてのお問い合わせ先

被扶養者調査専用　法研コールセンター【2020年12月21日より開設】

**0800-800-7653（無料通話）**

平日　９：００～１７：００

※年末年始休業　2020年12月29日～2021年1月4日

■扶養の削除についてのお問い合わせ先

・保険証記号が1001、1116から1145までの事業所様：天野（052-584-3106）

・保険証記号が1002から1115までの事業所様：乗富（052-584-8068）

・任意継続被保険者：天野　052-584-8873

以上